

第三十四回国会 建設委員會議録 第二十号

(五三三)

昭和三十三年五月十八日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 羽田武副郎君

理事 岸高君 理事 木村守江君

理事 二階堂進君 理事 堀川恭平君

理事 山崎好雄君 理事 中島巖君

理事 山崎吾郎君 理事 塚本三郎君

理事 逢澤寛君 理事 足立篤郎君

理事 久野忠治君 理事 砂原格君

理事 高見三郎君 理事 徳安實藏君

理事 西村直己君 理事 廣瀬正雄君

理事 八木一郎君 理事 石川次夫君

理事 金丸徳重君 理事 久保田豊君

理事 兒玉末男君 理事 三鍋義三君

理事 山中日郎君 理事 今村等君

加藤 謙造君

出席國務大臣

建設大臣 村上勇君

出席府委員長

法制局參事官 野木新一君

(第二部長)

大蔵政務次官 奥村又十郎君

建設事務官 關盛吉雄君

(計画局長)

建設技官 高野務君

(道路局長)

委員外の出席者

議員 遠藤三郎君

議員 勝澤芳雄君

議員 塚本三郎君

法制局長 西澤哲四郎君

衆議院法制局參事 濱中雄太郎君

(第四部長)

大蔵事務官 宮崎仁君

(主計官)

建設事務官 前田光嘉君

(道路局長)

建設技官 齋藤義治君

(道路局高速道課長)

專門員 山口乾治君

五月十八日

委員足立篤郎君、高見三郎君、西村直己君、廣瀬正雄君、八木一郎君、岡本隆一君、兒玉末男君及び今村等君辭任につき、その補欠として橋本正之君、松澤雄藏君、服部安司君、久野忠治君、林唯義君、久保田豊君、金丸徳重君及び加藤謙造君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員久野忠治君、金丸徳重君、久保田豊君及び加藤謙造君辭任につき、その補欠として廣瀬正雄君、兒玉末男君、岡本隆一君及び今村等君が議長の指名で委員に選任された。

本日會議に付した案件

東海道幹線自動車国道建設法案(遠藤三郎君外五十五名提出、衆法第四〇号)

○羽田委員長 これより會議を開きます。

東海道幹線自動車国道建設法案を議題とし、前會に引き続き質疑を行ないます。

質疑の通告がありますから、順次これを許します。

山中吾郎君。

○山中(吾)委員 私は、きのう提案になりました東海道自動車国道についての提案の理由と、その内容についてお聞きしたいと思ひますが、その前に、提案者のこの法案についての基本的なお考えをお伺ひしたいと思ひます。

中央道が東海道かという論議の中に、この問題が非常に微妙な状態にあるので、提案者の方は、この東海道幹線自動車国道と中央道とが、二者択一の關係にあるとお考えになっておられるか。あるいは二つの道路が別のものとして、両立するとして、国の施策として行なうべきであるとお考えになっておられるか。いずれか一方をとるべき性格のものであるかどうかという基本思想を、各党代表の提案者からお聞きしたい。

○遠藤議員 ただいまのお尋ねでございしますが、今回の東海道幹線自動車国道建設法案は、中央道と二者択一の考え方では全然ございせん。提案理由の説明にもありましたし、それから、この法案のコンストラクション全体をざらんにしてもおわかりになるように、中央道とは別個の法体系によつて、別個の目的で作つていくという建前をとつておるのであります。従つて、中央道の成立することに対しては、われわれは絶対賛成でありますし、中央道の設定が一日もすみやかにされることを急願すると同時に、東海道の事情に即した東海道の高速度道路というものを設定して参りたい、こういう

う考え方の基礎の上に立つておるのでございします。

○勝澤議員 各党の代表ということでありますが、社会党の立場というよりも、提案者の代表として、今、遠藤議員から説明されましたように、中央道というものは、国土開発という立場から作られたものであり、東海道の幹線自動車国道というものは、提案の理由で説明をされたように、今日の經濟の進展と交通緩和、こういう立場から出されたものであつて、本質的に当然両方とも作らなければならぬものである。従つて、私たち東海道幹線自動車国道建設法案を提案しておる者も、中央道の建設につきましてはもう手をあげて賛成し、これを推進をするという立場で、党の方も、両法案について社会党として賛成をし、両方進めているわけでありまして、あなたの御質問のありました後段において、中央道建設についてわれわれも協力するということでございます。

○塚本議員 二人の御答弁で十分だと思ひますが、ただ、この際、質問の方々から御質問ありましたように、ややもしたしますと、運動の過程におきまして二者択一のごとき議論がなされておつたり、あるいはまた第三者から見ますとそのような誤解を与えておつたことは、非常に遺憾だと思つております。もつと早く中央道の予定路線の法案が出されて決定しておつたならば、このような誤解はなかつたのじやなからうか。その点で中央道自身で非

常に苦慮せられておつたと思ひますが、そのあたりを食つて東海道自身が、かえつて緊急のものであるにかかわらず、それさえも延ばされなければならぬという形になつたことは、非常に不幸だと思つております。この点は、政府当局がもう少し中央道に対して、はつきりとした態度で早く片づけておつてくれたら、このようなことにはならなかつたであらうというふうな見解を持っております。そういうわけでございしますから、全く別個のものであつたのかかわらず、同時に提案がなされたということで、そのような誤解を与えたのではなからうかという、見解だけを申し上げておきます。

○山中(吾)委員 三人の提案者の御答弁によつて、二者択一のものでないということを確信をして御質問をいたしたいと思ひます。

御提案の理由書に即してまずお聞きいたしたいと思ひます。この提案の理由の中には、国土利用計画についての思想というものは別に触れていないので、お聞きしたいのですが、縦貫道路は、日本列島は山岳地帯が多い細長い国土である、人口が非常に多いといふいろいろなことを総合して、国土利用計画の上に立つてこの構想が立てられて、法律化したと思つておられます。

東海道に關しては、これは現実の輸送緩和という立場からこういう法案の提案をなされたという趣旨を書いておられるわけでありまして、それで今、二者択一の思想を持つておられないという

裏づけを、もう一度、この提案の理由の中に欠けておる国土利用計画の立場に立つた日本の道路政策について、提案者の基本思想を、代表の遠藤さんからお聞きしたい。

○遠藤議員 東海道法案におきましては、日本全国の国土開発をどうするかとかいうような思想は盛り込んでございませぬ。御承知のような東海道の交通の幅員の現状、並びに将来の昭和四十年ごろを想定いたしますと、ほとんど麻痺状態になるだろうというように想定、さらにまた、道路の設定によつての東海道地方の大きな開発、そういうことは当然出て参るのでありますけれども、全国的な国土計画を立てるその一環としてこれを今やってみようというふうな考えではございませぬ。その点をはつきり申し上げておきたいと思ひます。

○山中(吾)委員 この問題は、中央道か東海道の問題でないとは私は理解している。国土縦貫道路か東海道の問題なのである。この縦貫道路というのは、中央道に限らず、東北道、あるいは南は九州から北海道までの構想であつて、日本の国土利用計画の上に立つた基本的な思想が入つておりますので、その点について、中央道だけではなしに、縦貫道路についてのお考えを先にお聞きしたい、こう御質問申し上げておるのであります。

○遠藤議員 縦貫道路についての理想といひますか、縦貫道路の考え方については、私が申し上げることは筋違ひかと思ひます。むしろ建設大臣から伺つていただくことが適当かと思ひます。ただ、私どもは、縦貫道路のあの法律の制定の趣旨にかんがみまして、

一応国土計画を基盤にした道路の体系としては縦貫道路が基本になつておる、こういうふうな理解しております。だからといひまして、東海道に高速道路ができる、関東と関西を結ぶ道路が東海道を通つてはいけないということではなくて、實際できて参りますればおのずから利用されていく。これはもう否定することができないと思ひます。しかし、道路網の建前から参りますと、国土計画につながる道路計画というものは縦貫道が基本になつてゐる、現在の建前はそうなつてゐる、そういうふうな理解しております。

○山中(吾)委員 元建設大臣であるので特にお聞きするのですが、提案者が縦貫道路について、これは日本の国土利用計画から必要であり重要であるという思想を持つておられないか、この提案によつて東海道ができる縦貫道路の思想が抹消されるということと関連しておると、私の考えが変わつてくるのですから、それで縦貫道路については、やはりこれは国土計画で必要であるという思想を持つて提案をされてゐるかどうか、確認したいわけですが。

○遠藤議員 国土開発縦貫中央自動車道路の建前はそういうことになつておる、その法律を改定する限りはおつしやるような考え方をいかにするを得ない。われわれもそれを了承したいと思ふ。その考えでこの東海道法案も出してゐるわけでありませぬ。

○山中(吾)委員 それに関連して、建設省の道路行政の責任の立場からお答え願ひたいと思ひます。

○高野政府委員 縦貫道路につきましては、国土開発縦貫自動車道建設法がございまして、その線に沿ひまして、

私どもは国土の開発、あわせて道路網という観点から努力すべきものであると思ひます。

また、東海道につきましては、今、提案者からも御説明がありましたけれども、縦貫道とは別個の交通がございしますので、その点で考えになつてゐると思ひます。

○山中(吾)委員 次に、御提案の趣旨の中の財源の問題について御見解、見通しを伺ひたいと思ひます。これについて、東海道の方には、松永さんですか、あの人の考へておる海岸線と、この法案に出ておる道路計画と、二つあるわけですが、それについての御見解を参考にお聞きしたいことと、それから、この財源について見ますと、「専ら財政資金等の効率的活用により」従つて、公共事業による一般道路投資を圧縮するが如きことは、些かも懸念の必要はない」と書いておられるのですが、この点について、もう少し御説明をお聞きしたい。

○遠藤議員 御承知のように、東海道と、専ら財政資金等の効率的活用、昭和二十五、二十六、二十七年ごろだつたと思ひますが、一応設計をいたしまして、全道にわたつてくわい打ちまでしてございませぬ。しかし、これは一応の建設省の素案でありまして、これを直ちに通すという考えではございませぬ。この東海道高速道路の法案が通りましたならば、この法案に基づいてさらに精細なる調査をいたしまして、そのうして路線の指定をし、路線の最終的な決定をして参りたい、こういう建前になつておるのでございませぬ。

なお、第二の御質問の、財源の問題であります、財源は、この提案理由

の説明にもありますように、民間資金の活用、財政投融資等を入れ、さらにまた、でき得べくんば外資をも入れまして、そうして日本道路公団にこれを建設させる。このために、一般会計の予算を投入して公共事業費の方の厄介になるべくならぬようにしたい。大体交通量が非常に多いのでありますから、有料道路で十分にペイするという考えを私どもは持つております。ことに、外資の問題であります、世界銀行の当局の人たちと、これは私、大臣をしておりました当時に会談をしたことがございませぬが、まだその当時は具体的な計画もできておりませんから、貸せぬけれども、もし具体的な計画ができたならば十分相談相手になれるだろう、こういう意向は確かめてございませぬ。計画をきつと作つて持つて参りましたならば、外資の供給も必ずしも不可能でない。こういうふうな信じておる次第でございませぬ。

○山中(吾)委員 この文章を見ますと、「専ら財政資金等の効率的活用」、それからその次に、「公共事業による一般道路投資を圧縮するが如きことは、些かも懸念の必要はない」、間違ひないですか。

○遠藤議員 そういう考えで考えておる、その言葉を一応信用しておきます。しかし、いつまでその信用が続くかどうか、ちよつと疑問なのですから……。

○山中(吾)委員 その言葉を一応信用しておきます。しかし、いつまでその信用が続くかどうか、ちよつと疑問なのですから……。

それから、そういう考へのもとに日本道路公団に行なわしめるということをごさいますけれども、この点について

て、少し執行上矛盾を感じるのです。中央道も日本道路公団をしてやらしめる。名神道路の關係からいいますと、そういう方針がすでに予定されておると思う。東海道法案が通つて、これも日本道路公団がやるということは、非常に矛盾を感じるのです。その点、御検討なされたのですか。

○遠藤議員 御承知のように、道路公団が有料道路を作ります場合には、その道路としてペイしなければ、できないことになつておる。あまり大きな赤字が出るようなことはやらせないことになつておるのであります。中央道が、はたして道路公団がやる道路として適格なりやいなやは、調査をして参りますと、その結果ははつきり出て参ります。その点については、東海道についてもまだ結論が出たわけではございませぬ。しかし、常識的に見まして、一応の検討の結果は、東海道側は十分にペイができる。従つて、道路公団にやらせることはちよつと無理ではない。こういうふうな考へるわけでございます。

そこで、両法案が通りましたあとで、どういふふうにして道路公団にやらせるかという点については、さらに政府が実際の資金計画、あるいは建設計画を立てる場合に結論が出てくると思ひます。これは政府の結論に待ちたい。こういう考へでございます。

○山中(吾)委員 これは政府の方に参考意見としてお聞きしたいのですが、東海道を道路公団でやらしめるという構想が前提とすれば、中央道については同じ道路公団をしてやらしめるということが適当であるとお考へになるかどうか。政府当局からお伺ひしたい。

○山中(吾)委員 これは政府の方に参考意見としてお聞きしたいのですが、東海道を道路公団でやらしめるという構想が前提とすれば、中央道については同じ道路公団をしてやらしめるということが適当であるとお考へになるかどうか。政府当局からお伺ひしたい。

○山中(吾)委員 これは政府の方に参考意見としてお聞きしたいのですが、東海道を道路公団でやらしめるという構想が前提とすれば、中央道については同じ道路公団をしてやらしめるということが適当であるとお考へになるかどうか。政府当局からお伺ひしたい。

○高野政府委員 中央道につきましても、東海道につきましても、中央道はこれから基礎調査をいたすわけでありま

す。東海道についてもこれから調査をいたしまして、事業費を決定して、計画を立てるわけでありまして、今、

両方とも道路公団でやるのが適当であるかどうかというところは、調査の結果によりましてきまることでもございまして、いずれにいたしまして、有料道路をいたします機関といたしましては、道路公団が一番適格な機関だと思

いますので、いずれにいたしまして、道路公団が執行するかどうかということ

とを、今後検討しなければならぬと思

います。

○山中(吾)委員 道路公団の岸総裁は、東海道に賛成の思想を持っておる人な

のです。その同じ総裁が両方やるわ

けでありますから、私は事実上不可能

なのではないかと。もし、両方や

ろうとする場合には、岸総裁をかえな

ければならぬ。これは道路公団の岸

総裁です。こういう法案を通す場合

には、そういうことまで考えておかな

といかぬ。道路公団をして事実

上両方やらすということは、私は不可

能なような気がするのですが、事実、

今私の申し上げたことが間違いないと

すれば、どういふふうにお考えになり

ますか。岸総裁は東海道に賛成、中央

道に反対ということが、ちゃんとそう

した論文にあるので、人事を動かさな

ければならぬ。どうです。

○高野政府委員 かような点につきま

しては、私も、よくわからないので

ございすが、なお、そういう論文も

あるそうでございすが、これは個人

としての御意見だと思ひますので、今

後検討して参りたいと思ひます。

○山中(吾)委員 これは提案者にお聞

きします。この法案の執行上の疑点を

申し上げてみたいと思ひます。

そういうふうな場合に、東海道だけ

の——たとえば高速道路公団という

東京都に關するようなものがあるが、

東海道高速道路公団、そういうふうな

一つの独立の公団というふうなことも

何か検討されたことはありますか。あ

るいは、そういう構想は、今のような

矛盾の中にこの法案がもし通過した場

合についての一つの着想として、提案

者の中でお考えになったことがありま

すか。

○遠藤議員 ただいまのお尋ねでござ

います。これは私の個人の考えにな

るのであります。と言いますのは、三

党集まるとその問題について議論を

しておりますから、個人の意見になり

ますが、道路公団のようものを幾つか

作ることはうまくないという私の考え

であります。できる限り一つの大きな

公団でもってやらせるべきだ。その公

団の資金量が足りない場合には、資金

量を捻出することは大いにやるべし。

従つて、今回の場合におきましても、

五カ年計画で一兆円の道路投資をする

ことになっておりますが、そのうち公

団に使わせるものがちよと二千億く

らいになるのであります。その二千億

程度では、とうていまかない切れませ

ん。従つて、昨日も申し上げましたよ

うに、五カ年計画の改定に迫られてお

るのであります。この五カ年計画を拡

大いたしました。そうしてできる限り

資金量をふやす。それでもなお足

りないかどうか、それらの検討をした

後に、両方をできるかできないかとい

う問題の検討をしたらいいのではない

か。こういう考えであります。

○山中(吾)委員 その点について、私

は先ほど財源のところで、提案理由の

説明で、もつぱら財政資金の効率化に

よつて、そうして公共事業に對して何

も影響を与えないというふうな提案

が、財源上の御意見にあつたもので

から、そこで予算措置その他に混乱す

るような体制でない執行をお考えに

なつておるのが筋だ、こう思つたもの

ですから、公団をたくさん作るとい

ふ、その公団の論議については私もそ

うの意見であります。こういう一つの

提案理由の筋からいいますと、提案者

においては、その辺のいわゆる公共事業

の予算を圧迫しないという線に沿つた

執行機関その他をお考えになるべきで

あるのじゃないかと思つて、私は聞い

たわけですが、いかがですか。

○遠藤議員 その点については、東海

道のこの高速道路については、道路公

団をしてやらしむることができるとし

て、その資金量の捻出にはあえて困難を感

じない、こういう確信の上に、この法

案を提案してございします。

○山中(吾)委員 それはあとでまたお

聞きします。輸送緩和ということが非

常に大きい理由になつておりますけれ

ども、一方に国鉄の方の第二線の計画

がある。それから中央道もできるとい

う場合に、国鉄の新しい線路ができ

て、中央道ができることを含んで、そし

てさらに自動車幹線道路を東海道に作ら

れるという、その全部を合はしての交

通緩和の大体の見通しについて、資料

をお調べになつておられれば発表願

いたいと思ひます。

○遠藤議員 東海道の弾丸列車の

法案が通ります場合に、政府としては

当然検討しなければならぬことである

というところで、弾丸列車とあわせて東

海道に高速道路を作ることに對しての

問題を検討して参つたのであります。

弾丸列車の輸送力の推定をいたし、同

時に企画庁を中心にして約半年、高速

自動車道路との総合的な輸送力の問題

を検討してきたと私は記憶しております。

その結果、弾丸列車と同時に高速

道路というものを作る必要がある。弾

丸列車が通れば高速道路は要らないと

いう結論にはならなかつた。そういう

結論によつて、弾丸列車を通すことに

なり、高速道路もどうしても必要だと

いう結果が出てきておるわけでありま

す。そういう基礎の上に、私も高速

道路というものを進めて参りました。

これは政府の方から聞いていただ

けは、特にこの数字等は運輸省関係で

検討したはずでありますから、運輸省

にお尋ねいただければ、はつきりして

くるのじゃないかと思ひます。

○山中(吾)委員 その弾丸鉄道とい

うか、その関係で、鉄道輸送と自動車輸

送が不統一にならないようにするため

には、私は思ひ切つてこの自動車道路

を国鉄にやらしたら一番都合がいいの

じゃないかと思ひますが、いかがで

すか。

○遠藤議員 私はそれに反対なんであ

ります。それは国鉄にやらすべきもの

じゃない。国鉄は列車を作るのが精一

ぱいで、道路はむしろ国鉄から離し

て、建設省がやるのが正しい。これは

私は議員として今申し上げている。そ

ういふ信念のもとに、東海道高速道路

というものは建設省にやらせたい。そ

ういふ建前で、この法案を出しており

ます。

○山中(吾)委員 両者が競争関係に

あつて、いろいろな問題が起ころなけ

ればいいと思ひますが、その辺の慎

重な審議というものはなされておく必

要があると思ひます。

それから、私は農民保護の立場から

お聞きしたいのですけれども、實際問

題となると、東海道の場合について

は、土地買収の問題で農地関係は非常

に問題が出ると思ひます。もし、こ

の東海道を建設するといふことなら、

農民を保護する万全なる措置を考えな

い限りは、賛成できないわけではな

い。その点について、提案者の構想を、こ

れは社会党にも民社党にもお聞きして

おきたいと思ひます。

○遠藤議員 ただいまのお尋ねの点

は、確かに非常に大きな問題でありま

す。高速道路を東海道に作るうとして

参りますと、あるいは農地を通り、あ

るいは家を取りのけ、さらにまた屋敷

を道路敷地にすることというやうな問題が

出て参りました。これは確かに相当大

きな問題だと思ひます。た

だし、昭和二十五、六年の当時、す

なわち農地の面積を拡大せよ、開拓を

せよといふことが——その当時中央道

の法案が通つたのでありますけれども

も——中心になつておつた開発計画の

当時に比べて、今日の農村におき

ましては、少なくとも東海道の方面にお

いては、工場が次から次にできていく。

工場地帯、工業地帯ができることを

むしろ農民は希望するやうな状況に

なつてきております。従つて、この道

路法案につきましては、関係の地方に

おいては、農業会あるいは農業会議所

等が、あげてこれを支持しております。

しかし、個々の取り上げられる農地の所有者等は、非常に問題がありますので、こういう問題については、県をあげてこういう人たちにあまり苦しみを与えないように相互に助けをいく。こういうことを、もちろんやらなくちゃならぬと考えておるわけでありす。それと同時に、政府はあまりたたき買いをしないで、相当の価格でもって買ひ上げて、これらの農民あるいは土地の所有者等にあまりに苦勞をかけるないようにする。政府は責任を持ってそれをやるべきである。こういう考えのもとに、この法案を政府に施行していただく。こういう考えでございます。

○勝澤議員 ただいまの御質問は、確かにもつともなことで存じます。特に、農民とかあるいは漁民という立場からいいますと、社会党といたしまして、十分その問題は考えまして、過去におきまして十分な討議をいたしました。特に、鉄道と違ひまして道路の場合におきましては、地元の人たちも、鉄道の場合ですと、汽車がとまらないうとどうもあまり賛成できない。しかし、道路の場合ですと、どこでも利用できるというふうな建前から、この幹線道路について理解が深まりました。今、遠藤議員からも説明をいたしまして、たように、地元の農業会、漁業会等々、地方公共団体もみな一斉に賛成をいたしまして、これを推進していく団体になつておるわけでございます。そういう観点から、十分その問題も考慮して、地元の中で論議をした結果、社会党としても十分な時間をかけ

て——私の所属している静岡県連の場合におきまして、党議の決定としてこれを推進しよう、こういう立場でございます。今、御指摘になりました問題につきましても、遠藤議員の説明されたように、政府においても十分な御考慮を賜われながら、われわれ地元としても協力をして、推進をしていく。こういう立場でございますので、十分な考慮をしておる。そして、その点について今まで考えてきた、ということをお願い申し上げます。

○塚本議員 これは三党提案になつておりますが、実は私も民社党がこの提案の中におかれて参りました根本の理由は、この農民の問題にあつたわけでございます。この提案に至るまでの経緯等につきましては、すでに御承知だと思ひますが、民社党は、最初この法案の東海道の案に対しては高速道路という意見を持つておらなかったわけでございます。なぜならば、農地をたくさんつぶして、そうして高速道路の場合、沿道の農民がインターチェンジを近くに持つておらない限りは十分な活用ができない。普通の道路の場合でありますと、最初は地主は反対いたしまして、地価も高騰いたしまして、その沿道はすべて利用できるという立場から、最初は多少の不満はありましたが、最後には全面的に協力していただくだけではなくして、感謝せられてくるというものが、今までの道路建設の経緯でございます。しかしながら、高速道路の場合におきましては、これは特急列車を走らせると全く同じような状態でありまして、周囲がほこりをかぶるだけで、土地はとられるだけ。ときによつては万里の長城を築か

れるだけで、農民にとっては犠牲だけが押しつけられる。こういう危険性がありますので、東海道の建設のために、ぜひとも第二の国道は作るべきであるが、この道路の性質はあくまで一般道路にすべし。こういう主張をなしておつたわけでございます。

しかし、その後、時の移るに従ひまして、農民の団体からも強い陳情があつたわけでありす。といひますのは、やはり農産物の中京地帯やあるいは京阪神の方への輸送の鮮度を高めるために、ぜひとも高速道路にしてほしい。私たちは農民の立場から、高速道路に対してあまり積極的ではなかつたのでありますが、逆に農民団体の方から、鮮度を高めるために高速道路を作つてほしい。この意見は、実は農民の団体の首脳部と個々の農家との間には、多少のギャップはあるという心配を私は実は今日といへども持つております。しかしながら、農民を代表する有力な団体が、こぞつてこれに対して強い働きかけをせられる限りは、農民の団体は責任を持つて、農地所有者に対して説得をするという言明等もなされておりますので、この点は、道路建設だけ強く主張して、あと用地問題に対しては農民の立場を農民の団体が無視するといふことは、あり得ないのではなからうか。こういう善意な立場に立つて、了承を与えたわけでございます。

○山中(吾)委員 この東海道幹線が建設されることによつて、ある調べによると、水田は百二十八万三千坪、畑が八十六万坪が買収されるというふうな調べになつておるのであります。事は非常に重大だと思ひます。そこで、これは国の施策として、この道路法案がたつた通つただけでは解決できない。総合的に対策を立てなければならぬ問題があるので、転業対策も必要でしようし、そのときに十分の補償をするというだけでは解決しない問題があると思ひます。その点を十分にわれわれが安心するよう、やはり具体案というものを考えねばならない、あとで大へんな問題になるというのを心配するので、責任を持つてお考え願ひなればならぬと思ひます。

そこで、これに関連して、私、心配することは、建設省設置法の一部改正の中で土地問題調査会が設置されて、その内容は土地収用法の改正を含んでおる。大臣が今おいでになつたので、関連をしてお聞きしますが、あの設置法の一部改正によつて調査会が設定せられた目的の中に、土地収用法の改正が入つておる。そうして、補償問題が解決しない前に事業が着手できるような、そういう内容を拡大しようとする思想が入つております。もし、こ

う東海道及び中央道というふうな、膨大な農地を買収しなければならぬという法案が通つたときに、一方に土地収用法を改正して、補償問題が解決しないうちに公共事業のために収用することができるといふような、改悪が予想される問題が並行してあるとすれば、これは私はどうしても認めるわけにいかない。この法案を審議する重要な参考意見として、大臣から、あの調査会における土地収用法の改正の中で、補償問題が解決しない前に着手することができるよう改正は絶対しないのだという言明を、どうしてもいただかなければならぬと思ひます。お答えを願ひたいと思ひます。

○村上国務大臣 建設省設置法の中の公共用地取得の調査会を設けるという、この調査会につきましては、当委員会におきまして、全会一致をもつて附帯決議がついております。その附帯決議の中に、事前に使用してはならぬといふようなことがありますが、私どもとしては、十分この附帯決議を尊重して参りたいと思つております。なおまた、公共用地取得の調査会の性格は、決してあれによつて、いわゆる収用法を改正するということをはつきり打ち出しておるものではないのであります。今日の公共用地取得に対するあり方をどういふふうにしたらいいかというのを調査する機関でありますので、この点については、私ども常議的にこの運営をして参りたいと思つております。また、これらの調査委員の人たちの考え方等も、きわめて常議的に懇便に調査をしてくれるもの、かように思つておる次第であります。

ただ、御承知のように、ほとんどその村あるいはその町の全戸数、その関係者すべてが土地を提供しようというのでありますが、ただ一人だけ、幾ら金を出しても、またどういふことがあっても、という例外の人たちがあつて、何百人、何千人という人がその公共用地の問題を解決してくれるにもかかわらず、ただ一、二の例外の人のためにこれが円満な妥協に至らないような場合がありますが、そういう場合にいかにするかという点について、十分調査をしてもらおうというのが、この公共用地取得の調査会で考えてくれるところでありまして、決して今日の土地収用法を特別に強化して、そうして強権を発動して、問答無用で個人の私有財産を取得しよう、という不都合な考えは毛頭持っておりません。

○山中(金)委員 一応大臣の今のお話で信用をしておきたいと思ひますけれども、この点については、こういう膨大な収用を含む問題でありますから、十分戒心を願ひたいと思ひます。

そこで、大臣がおいでになつたのでお聞きしたいと思ひますけれども、東海道ができたあとのことを考えますと、一方に臨海地域開発促進法も出る。東海道法案も出る。従つて、海岸地域だけがどんどん経済的にも進んでいって、そうして山岳地帯——日本は七、八割も山岳地帯なんですが、その地域の国土利用というものが、だんだんと軽視をされる。そして海岸地域だけが経済的に発展をして、国土利用計画全体に非常にアンバランスが生ずるという危険が、だんだんと濃厚になるんじゃないかという点と、一方に

国の予算の配分といふことが、道路予算を中心として金の使用が中部地方に偏在する。そういうふうなものも考へて、この東海道法案を考へるときには、その他に対する影響というものを最も慎重に考へるべき問題があると私は思ひます。

そこで、これは議員立法で出ているわけでありまして、中央道の建設がこれによつて途中から行方不明になるとか、中央道が影が薄くなるといふようなことになりまして、これは国土利用計画の立場、日本の地利的条件からいいますと、東海道自動車国道建設といふことはなかなか賛成したいものになる。そういう立場から大臣のお考えをお聞きしたいのですが、中央道といふものは、これはあくまでも貫徹をするのだ、国土縦貫道路の構想は絶対捨てないのだ、ということをお聞きしたいと思ひます。

○村土上國務大臣 議員立法によつて東海道自動車道路の法案が提案されましたが、これが成立したために、中央道が御指摘のような状態になるのじゃないかといふことでもありますが、私は東海道は、これは行き詰まりを打開するといふことであらうと思ひます。中央道の道路の建設目的といふものは、これは東海道とはおのずから違つた意味で、いわゆる人口のアンバランスを是正するとか、あるいはまた、資源の開発とかいふような、大きな任務もありまして、ただいまのお説のように、一局部的な繁榮といふことではなく、国土の全般にバランスをとつていくといふようなことから、中央道はきわめて重要な役割を持つて、おると思ひま

す。そういう意味でこれが立法化され、今日路線決定を見れば、私どもは慎重に、しかも意欲に燃えて、これが調査をして、そして具体的にこの完成をはかりたい、かように思ひつてゐる。その熱意は——東海道の法案が成立したから中央道の方はいい、これはもう全くそういうことではないのであります。中央道は中央道としての大きな使命があります。東海道も東海道としての、いわゆる交通行き詰まりを打開するための使命があるであらうと思ひます。そういうような意味で、全くこれは別個の立場から、きわめて重要な法案であらうと思ひます。日本は、わずか四つの島にこれだけの人口が配分されておられますが、この四つの狭くなつた国土を一〇〇%活用するという意味においては、願ひは、できれば鹿児島から青森まで、あるいはその先までも延ばして、日本の一大縦貫自動車道といふものを建設したいと思ひつておられます。しかし、その全部に今どういふことはできませんので、その一環として、まず小牧—東京間の中央自動車道といふもの、これは私も是非でも実現をはかりたい。かような気持ちで、今回のこの法案の成立を希望いたしておるものであります。

従ひまして、今後具体的な計画につきますと、ただ、これは私だけがどうと申しませんが、また交通関係懇談会その他の議を経まして、十分この法案を生かして、そうしてわれわれの法案の目的に合わせるように努力したい。かように思ひつてゐる次第であります。

○山中(金)委員 私にはあまり時間をかけなくてもいいので、大臣から責任を持つて信頼できる御答弁をいただければ、今でも私は質疑を終りたいと思ひます。先ほど提案者の三人の方々が異口同音に、中央道と東海道は二者択一の関係にはありません、こういうふうには、はっきり責任を持つて答へられたい。それで私は、それを前提として御質問申し上げておつたのであります。今、大臣が、いわゆる国土縦貫道路といふのを、国土利用計画の立場からこれは絶対守るんだといふことをお答へになつたので、やはり政府も提案者も同じ思想であるといふことは、私は一応確認できるのであります。

ところが、この問題の沿革からいいますと、中央道が東海道かという二者択一の関係において議論が戦わされて、複雑な様相を呈して現在に至つておる。これは間違いないと思ひます。そこで、そういう沿革からいいますと、そういうふうに考へておられますという言葉の表現だけでは、信頼といふものはまだできないんじゃないか。具体的に大丈夫だといふことを、やはり事実をもつてお示しにならないと、この問題は永遠に審議が続くと思ひます。お聞きしたいのです。

それから、なお申し上げたいのは、建設大臣は絶えずおかわりになるから、前の大臣はそう答へられても、また別な立場で提案者にならざるを得ないという現実もあります。また交代をされるたびに、責任を持つて申し送りをしていないようですから、そういう意味においても、私は村土上大臣が、提案者の思想も一つであり、それで現在の経緯から考えますと、中央道といふものは、これは必ず実現できるんだといふことを具体的にお示しにな

るべきである。たとえば道路五カ年計画の中に、高速道路の予算として百二億が計上されておる。これは中央道にも適用できる性格のものだと思ひますが、それをいわゆる道路五カ年計画の再検討の機会と言わずに、現実にある予算の中で一部を使うとかいふことはできるのであるから、そういうことをお話しにならないかどうかが、私はそのお答へによつて、直ちにここで質問を打ち切つてもいいと思ひますが、お答へを願ひたいと思ひます。

○村土上國務大臣 私は中央道については、こうしてすでに路線決定が法定されておりますので、これがいよいよ通過の時は、今調査費が三千万ばかりついておられますが、これでできる限り有料でいけるようなところを早く調査して、そうして具体的なものを一つ作つてみる。大体全体計画も並行してやりますが、とにかく東京から富士吉田なり、あるいは飯田市付近とか、あるいは中津川付近とか、どこ付近とかいふような、一つの相当繁華な地帯、交通ひんばんな地帯は、これはあるいは調査の結果を見なければわかりませんが、これも、実は十分採算はとれていくものじゃないかと思ひます。まず、そういうところから一つの手始めをやるようにして、それから先は、とにかく赤石山脈を抜くといふようなことは、これは有料道路としてはなかなか困難でありますから、これについては別途な考へを持たなければならぬものと思ひつておられます。そこまで話してどうかと思ひますけれども、ともかくも調査を待つて、これは今ではできたといつても、まだ単なる調査で、ほんとうの実設計といふようなものはこれから

の問題です。ですから、この調査をして、全体計画を終わる。あるいは全体計画の一端として、ここからはもう見当がついたというような場合には、ただいま御指摘のようなことができ得るということ、私は確信いたしております。

しかし、今ここで、あの金を全部これにどうするのだ、こうするのだというようなことは、私は軽率には申し上げられませんが、これは、結局、調査をして、十分な計画のないのに、今地元の人たちを喜ばすようなことだけを言っても、あとで少しもそれに狂いが生じた場合には困りますから。しかし、中央道に対する建設意欲というものは、これは国権の最高機関である国会で公正に審議され、しかも全会一致をもって通過いたしておる法案であります。これを十分尊重して、政府がこれに合致していくことは、私は当然なことであらうと思ひます。でありますから、よし、私がかりに明日このいすを離れても、これは何ら変わるまいこと、その点についての御心配はないものと、私はかように確信いたしております。

なお、東海道等の問題は、これは全く可分なものでありまして、絶対不可分の関係というものはありません。二者択一というような関係は断じてないで、おのずからその使命が違つております。でありますから、東海道をやるから中央道をなげられるとか、あるいは中央道を積極的にやるから東海道をたな上げられるというやうなことは、断じてないものと、かように確信いたしております。

○山中(吉)委員 大臣のお答えは、信

頼してよきがごとく、信頼できないがごとくであります。しかし、ほかの方の御質問もあると思ひますので、私は一応ここで質問は中止します。

なお、委員長に、大臣に、もう少し具体的に問いたしたいことがあるので、必要によつては、大臣の答弁をお願いいたします。そういうことを希望申し上げますので、あとで御検討願ひたいと思ひます。

○羽田委員長 善処します。

中島巖君。

○中島(巖)委員 法案が出てみて、私は非常にびっくりしたわけなんです。中央道の法案は、経過地の基準だけをきめて、あと予定路線その他については、政府の手ゆだねで調査して、そして政府が立案して国会へ出すということ、大幅に政府に委譲した。この法案は、予定路線がずばりときめて政府を拘束してしまつてゐる。それから高速自動車国道法においても、国土開発縦貫自動車道建設法においても、審議会の議を経なければならぬものを、審議会の審議を経つてしまつてゐる。法律の構成の立場から見ても、立法の上から見て、全くなげをばしてゐる。法律である。こんな法律を通せば、国会は千代までの笑ひものになる。こう私は痛感して、実際に驚いてゐるわけなんです。

そこで、昨日法制局の出席を要求しておきましたが、出席してありません。出席してありませんならば、あとにしておきます。

○羽田委員長 来ておりません。道路局長が検討してお答えをする、こういうことで、あなたにもお諮りしてありますから。

○中島(巖)委員 法制局を、ぜひ呼んでもらいたしたいと思います。

○羽田委員長 法制局でなくて、道路局長が答弁をするというので、あなたにも話しておきました。

○中島(巖)委員 昨日私が質問してあります。提案者は議員であるはずなのに、政府委員が出ては答弁をしてゐる。これは誠に憤しんでゐる。提案者たる議員が答弁すべきものであつたらう。それで、政府の方針と食い違ひかどうかというやうなときに、私たちは政府に対して、はつきり質問いたす、これが建前だと思ひます。

○羽田委員長 ちよつと、中島君に申し上げますが、質問があつたから政府委員が答弁したのであつて、政府委員が積極的に進んで答弁したわけではないのです。

○中島(巖)委員 それでは、法制局が出席しなくてもけっこうであります。私は道路局長にお伺ひいたします。衆議院規則第二十八条の議案の発議及び撤回におきましては、「議員が法律案その他の議案を審議するとき、その案を具し理由を付し、成規の賛成者連署して、これを議長に提出しなければならぬ。これまではいいのですが、そのあとに、この場合において、予算を伴ふ法律案については、この法律施行に必要とする経費を明らかにした文書を添へなければならぬ。」「こういうふうになつております。従つて、私の解釈としては、法律施行に必要とする経費が明らかになつた文書を添へていなくては、この委員会で審議すべきものでない。不適格なものである。こういうふうに解釈してゐるのですが……。

○高野政府委員 お答えいたします。道路局長は、国会法の関係は直接関係がございせんので、提案者の方の御説明をまた伺つていただきたいのでございせんが、今度のこの法案は、三十五年年度には予算と無関係でございせんので、そういう手続になつたのではないかとと思ひます。

○村上国務大臣 ちよつと私からお答えいたします。私は、東海道の議員立法の方は直接の担当者でないから、あまり勉強しておりませんが、この法案には本年度予算と何か、まだ予算の措置については何らうたつていないように聞いております。そうしますと、何ら予算を縛るものでないのではありませんから、あえて差しかえないのではありません。調査した結果、これからどうするかということは今後の問題であります。中央道と違ふ点は、中央道はすでに従来一億数千万円の予算をもつて調査いたしました。たが、本年度の予算の中にも、三千万円という調査費がついておる。このことはどうしても路線決定をしてもらつて調査にかかる。ところが、東海道の方は、従来必要に応じての調査はいたしておりましたけれども、しかし、三十五年年度の予算にどういふふうにあるいは来年度の予算にどういふふうにあるいはというやうな、予算についての約束が何ら示されていないのでありますから、あえて私は差しつかえないものから、かように思つております。

○羽田委員長 中島君に申し上げますが、法案の内容について審議に入つていただきたいと思います。

○中島(巖)委員 つまり、法案を審議をする価値のある法案かどうかという

ことが、一番の問題です。従つて、審議の一番最初にやらなければならぬことは、この法案を委員会で審議していか悪いかという問題なんです。それで、道路局長や建設大臣が、こういうことはわからない。従つて、法制局長を私の方では要求したわけなんです。うしたら、道路局長が答弁すると言ふから、今の答弁を聞いてみると、道路局長の答弁も、建設大臣の答弁も、意を満たさない。これは建設の費用をこの予算に提示せよということじゃなく、この法案は予定路線をずばりきめてあるでしよう。それから、提案者も昨日、調査してということを言つてゐるでしよう。そうすれば、調査費用が要るわけじゃないですか。従つて、その費用をこの法案に計上せぬ限りは、この法案は適格なものでないから、本委員会では審議すべき法案でない。はつきりしてゐる。一言のことについて、提案者である遠藤さんに御答弁を求めます。

○中島(巖)委員 早速に法制局長を呼んで下さい。

○木村(守)委員 議事進行。ただいま中島委員の御発言ですが、この東海道幹線自動車国道建設法案につきましても、この法案はここで審議する価値があるかないかというやうな御発言があつたやうであります。この言葉は適正な言葉ではないんじやないかと考へます。適当な方法をとりまして、議員提案によつてこの委員会に付託されております関係上、かような言葉は取り消してもらひたいと考へます。

○羽田委員長 それでは、ちよつと理事會を開きまして、今の取り消すかどうかというについては、どうですか。

社会党に属しておりますが、これについて詳しく党内で論議する時間もなかった。それで、ほかの委員はどうかか知りませんが、私も、賛成者の中にも提案者の中にも入っております。そこで、そういういろいろの疑義

暫時休憩をいたします。

午前十一時四十五分休憩

午後零時十八分開議

○羽田委員長 会議を再開いたします。

きことに、こういうふうに予定路線を
ずばりきめておるわけであります。従
いまして、先ほど提案者たる遠藤三郎
君の御意見を聞いておりますと、こと
し調査をして、そうして来年度から実
施するのだというようなことを言われ

○遠藤議員　ちよつと、ただいまの中島委員の法制局に対する質問の要点、私の考えておることと違つておるから、その点を私は一応説明させていただきたい。

この法案が通りましたならば、こと

その意味から申し上げますと、ただいま出ておりますこの東海道路幹線自動車国道建設法案に関しては、直ちに直接経費を必要とするものがないと、お考えです。

○中島(巖)委員　そこで、法制局にお尋ねいたしますが、国土開発縦貫自動車道建設法提案のときには、審議会の経費、それから事務的雑費、そういうようなことで、この衆議院規則二十八条に基づいて、八十万の経費をつけて、そうして初めて法案が適格である、こういうような判断が出て、提出したわけなんでありました。

それから、ただいま建設省の費用で調査をする、こういう問題が起きたわけですが、そこでお尋ねすることとは、これはむしろ道路局長にお尋ねすることがいいと思いますが、本年度

○高野政務委員　ただいまの中島先生の御質問は、東海道の対する調査費をどういうふうに使っておるかという御質問でございますが、これにつきましては、東海道は御承知の通り、交通は相当逼迫して参りまして、交通事情がふえて参りまして、今後どうするかという問題が出て参っております。今年度に限らず、従来も交通調査とかいうものはやっていたわけでございます。交通事情に対する調査は、今の東海道をどういうふうに持っていたらいいかということは、従来もやっていたのであります。が、四千三百万円は、今の東海道をどういうふうに将来持つていくべきかという調査がおもでございます。この法律が出る出ないにかかわらず、調査費としていただくという調査費でございます。

道路整備五カ年計画のワク内のものであつて、ワク外の調査費は一銭だつてあるはずがないのです。はつきりしておるのです。

それはそれとして、次に法制局長に伺います。ただいま局長の答弁のように、東海道の交通は今後どうすればいいかということで、本国会において四千三百万の調査費をとったわけですから、その調査費によつて、現在の横浜にで

○西澤法制局長　ただいまの御質問でございしますが、一事不再議の原則と申しますのは、ちょっとこの場合、私は当てはまらないのではないかと考えております。今お話しのように、本年度で調査をして、それからその結論は後に出てくるはずであるというのに對しまして、議員さんの方から、それはもうほぼ確定的にこの予定地を通つた道路を作るべきだという法律案が出たといつたとしても、それは予算と法律案の性格から考えましても、一事不再議

そこで、法制局長にお尋ねすることは、道路整備緊急措置法の第二条そのものは、精神において、実際において、これだけのものをやることということを開議決定をして、はっきりしている。そこで、条文中に抵触するせぬということは、これは議論の余地があると思うけれども、これは明らかにその法の精神において道路整備緊急措置法違反である、こういうように解釈するのでありますが、御検討願って、間違いないようにお答えを願いたい。

○西澤法制局長　道路整備緊急措置法

の第二条には、仰せの通り五カ年計画がきめられておりますが、この東海道幹線自動車国道建設法案がもし通るといふことになりすれば、当然に私は、この第二条にいう道路整備の目標または道路整備の事業の量に変更を来たしてはならないかと考えております。そうした場合におきましては、第二条第五項の規定によりまして、五カ年計画を変更するという手続も必要になってくるのではないかと、こういうふうに考えております。私は、第二条の規定があるからこれが不動のものであって、そして必ずこの通りやらなければならぬという性格でもない。やはりこういう必要が特にあるといふたしなれば、この新しい法律案のよりのものができて差しつかえない。しかも、それは第二条第五項に該当することになるから計画を変更する、こういう手続はもう必要であるにいたしまして、第二条に違反してはいないことまでは言えないのではないかと、かように考えております。

○中島(慶)委員　そうすると、法制局長の今の御答弁は、法律違反ではないのだ、第二条の事業の量その他を変更せねばならぬ、こういうふうに解釈してよろしいのですか。

○西澤法制局長　実際問題といたしまして、どういふふうな動いていくかわかりませんが、私はそういう必要も起る場合もあるではないか、こういうふうな解しておきます。必ずしもそれが自然的に第五項の規定によつて変更しなければならぬということもあるいは起り得ないかと考えております。

○羽田委員長　加藤君より関連質問

加藤(鐵造)委員　西澤局長は衆議院規則二十八条の解釈をだいたひ歪曲されているのじゃないかと思ふのですが、これは明らかに「予算を伴う法律案について」と書いてあります。本年度に予算を必要とするかしないかということは、違ひのじゃないですか。この法案そのものが多額の予算を伴う法律案であることは明らかである。(中略)中央道法案もそうじゃないか」と呼ぶ者あり。政府提案と議員立法とは違ひの事です。それで、先ほどの西澤局長の説明によると、何か本年の予算を伴わなければという解釈のようでありまして、それではこの法案の精神と違ひのじゃないかと思ふのです。その点どうですか。

○西澤法制局長　ただいまの御質問、ごもつともな点も十分ございまして、ようでありまして、従来の取り扱い例から見ますと、そういう取り扱ひになっているというところを申し上げておきたいと存じます。たとえてみますと、来年度から施行するといふような法律につきましても、その翌年度、つまり二年度から以降の経費が当然増額していくといふようなものにつぎましては、実は計上の方法がないのでございまして、従つて、それは初年度だけ計上するようにならざるを得ない。ところが、その初年度をやつてみますと、一億の見込みが、翌年ごろになつて三億になるか四億になるかといふような場合も生じてくるわけでございますが、そういう場合においては、結局初年度の問題のみ見通しをつけるという方法

法を、実はただいまとっているような状況でございます。

○加藤(鐵造)委員　私はそういうことを聞いていないのじゃないのです。明らかに「予算を伴う法律案については」と書いてあるのです。過去の慣例を言われたが、過去に多少そういう悪い慣例も、議院規則を無視した慣例もあったことは私も知つております。しかし、この東海道高速自動車道につきましては、何千億というふうな予算を伴う法律案については、これは特に慎重に考えなければならぬと思ふのです。これは、はつきり書いてあるものを、そういう曲解をするといふことは悲しいと思ふのです。国会において法を守るあなたが、国会議員の多数の意思に屈服したとおっしゃるなら別です。法を守る立場にあるあなたは、この法を守る立場に立つてどう解釈されるかといふことを聞いておるわけでありまして、

○西澤法制局長　私もまたいたしましては、従来の先例の取り扱いによつてやつていふことを申し上げておきたいと存じます。

○中島(慶)委員　どうも法制局長、おかしいですね。先ほど中央道法案もそうじゃないかとおっしゃつたが、中央道法案は一切政府にゆだねて、政府が予定路線を調査してきめるのです。ところが、この法案は、もう予定路線をきめてしまつたわけですね。従つて、すぐ建設に入らなければならぬわけですね。従つて、建設費がどれだけかかつてどうだといふのは、これについてくるのが当然なんです。それでなければ、この第二十八条違反でもつて、国会で審議の対象にならぬだらう、僕はこう解釈します。法制局長

に来ていただいて、突然こういう質問をしたつて、実際はこの法律の内容を見なければおそれくおわかりにならぬと思ふ。従つて、今こゝですぐ即答はけつこうですか。一、二時間のうちに、一つお帰りになつて調べて、文書でもつて御回答願ひたい。こういうことを要求いたします。

○西澤法制局長　先ほどから申し上げましたように私も考えているのでございまして、もちろん、二十八条の解釈につきましては、いろいろお考え方があつたといふことは、私は前から申し上げておる通りでございます。現在の衆議院における取り扱い例から、こういうふうな解釈していくのがいいのではないかと、こう考えているわけでございます。従ひまして、これが私は議題としていいか悪いかといふような問題につきましては、これは皆様方でおきめを願ひたいわけでありまして、私もまた、現在のこの取り扱いで差しつかえないと、かように考えているわけでございます。

○羽田委員長　午後二時より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後二時三十八分開議

○羽田委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○中島(慶)委員　それでは、まだこの法律案に對しまして全然私たちが質疑に入つておらぬわけでありまして、大臣からいろいろのお話もあり、また東海道派の諸君も、中央道に對しまして極力尽力されるという意思表示をされたので、三十分間で質問を終わる予定であります。非常に簡略に、要點のみを申し上げたいと思ふから、提案者もそのつもりで御答へを願ひたいと思ひます。

まず最初に、提案理由の説明についてお尋ねいたしますが、提案理由の説明には第五まで列記をいたしてあるわけでありまして、この第一、第三、第四、第五は高速自動車国道法と同じ条文である。従つて、これは別に新しい法律をこしらへる必要のないものだ。そこで、違つておるところは、第二の、法律で必ず予定路線を定めてあることである。これが重大な違いなんです。それから、ただいま申し上げましたように、第一、第三、第四、第五は高速自動車国道法と同じ条文を襲つて、そして非常に重大な審議會を省略することを附則の二に持つてきてある。この提案理由の説明を見ても、法律そのものも実に巧妙なる知能犯の性質の者が作成した法律なんです。これはおそろしく遠藤さんではないと思ふ。あなたみたいな善良な方がやるはずはないと思ふ。この知能犯はそれかといふことは、僕も大体聞いておりますけれども、

そこで、第二の予定路線のことについてお尋ねいたしますけれども、予定路線は、中央道におきましては東京から小牧間を三カ年かかるとして、一億六千何百万の予算を使つて、そしてその結果の資料といふものは、こんな厚い本が六冊も七冊もできまして、その資料によつて説明して、審議會の決定を得ておるのです。従つて、予定路線をきめてある以上は、相当な資料があなたの方にあるわけだ。従つ

て、その準備ができましたら資料を提出していただきたいし、まあ、先ほどいろいろなお話がありましたので差し控えるけれども、おそらくこの資料の提出ができれば、この審議はできぬというのが建前だと思ふ。そこで、その資料の用意があるかどうかをお伺いしたい。

○遠藤議員 お尋ねの点は、ごもっともなものでありますけれども、中央道の場合と東海道の場合と事情が違うのであります。これは釈迦に説法で、今さら私申し上げるまでもないと思うのです。中央道の場合には、東京―小牧間は赤石山脈の山の中を通っていくのですから、よほど調べなければ、はつきりしないのであります。だから、ああいう二段がまえの法制的建前にしてある。しかし、よく事情のわかつておるところは中央道においてさへも、小牧―神戸間は、小牧―吹田間は、そのものずばりで指定してあるのであります。その建前を東海道にとつたわけでありまして、東海道の方は、御承知のように、昭和二十五年から、二十五、二十六、二十七年にかけて、すでにいく打ちましましたのです。建設省の調査はずっと進んできました。どうしてそれが中断されたのかという、中央道の法案ができたために、東海道の方に高速道路を作つてはいかぬという建前になつてきましたから、建設省は高速道の調査をすることさへできなかったものであります。そういう事情で、すでに昭和二十五年以前から、この高速道路の問題というものは、もうせつぱ詰まつた問題になつてきて、大体の見当というものはついているわけでありまして、それは小牧―吹田間より

も、なおはつきりしているくらいにわれわれは思っているわけでありまして、現に中央道の問題についても、小牧―吹田間はそのものずばりと、間接的な調査の結果を待つてやるといふようなやり方ではないで、そのものずばりできめてあるわけでありまして、その違ひであります。

○中島(慶)委員 そういうインテキな、しろうとだましのような答弁をして、だめです。小牧と神戸間は、あの年にすでに予算が二十三億ついておつて、そしてパイパス線の計画があつて、きちんとできておる。そうして、政府に対して質問も数年にわたつて、調査がはつきりいたしております。すでに予算も二十三億ついております。こういうことで予定路線をすばりきめてある。従つて、東海道の調査は別に、昭和三十三年までにやつた調査であつて、これは私も知つておりました。従つて、あなたがそれは自信を持つて、はつきり言うなら、あなただけ知つておつたで、だめだから、はつきりとした資料をつけて出すのが当然じゃないか。そんな子供だましみたいな、しろうとだましのようなことを言つてもだめです。それと、いろいろな裏面でも話合ひもできておられますし、私はこれ以上追及しません。けれども、普通ならば、とにかく一億数千万をかけて三千年間も調査して、やつと調査資料でもつて中央道の予定路線の方は出てきた。これは法律そのものによつて予定路線はびしやつときめてあるのだから、当然、東京―名古屋間の調査資料を提出しなければ、審議が進めいかれません。これは、はつきりしていると思う。これ以上追及する

ことはやめておきましょう。そこで、ただいま申し上げましたように、第一、第二、第三、第四、第五と書いてあります。この第二の問題が、ただいま言つたような問題でありまして、あとの第一、第三、第四、第五は、これは高速自動車国道法そのものをここに掲載しただけである。重大な問題は、審議を省略することだと思ふ。その重大な問題を、あなたは提案理由の中に何も言つていない。そしてこの法律においても、ただ附則でもつて直す。実にインテキきわまる知能犯法律というものは、ここをさして僕が言う。これに対して御所見いかがですか。

○遠藤議員 審議会の問題についていろいろとお尋ねでございますが、私ども、審議会の問題については関係議員の諸君と熱慮していろいろ相談をしたのでございまして。普通の常識から言いますと、審議会を作つてやるといふのが普通の常識でありますけれども、東海道の方は御承知のように、昭和二十五年以前から、ずっと長い間懸案になつてやつておつた問題でもありませんし、今日非常に幅狭して、もうせつぱ詰まつております。かたがた、中央道とは全く別個の問題として扱つていくのだ、別個の体系でもつて扱つていくのだという考えで、中央道の国土開発縦貫自動車道建設法に基づく審議会へかけるということとは、むしろ法体系の混乱にもなつていくといふふうなことを考えましたので、これは審議会といふものを省略してこの法案を進めることがよいではないか、という結論になつたのであります。もちろん、これは建設省当局が独断で、勝手なことを

やつていいという趣旨ではございません。建設省当局には三十数人の専門委員もおりますから、専門委員会を開いて十分にその意見を聞き、かつまた、地方の実情もよく一つ聞いていたで、あくまで民主的にこの法案を進めていただく。そういうことを前提に、私どもはこういう簡便な方法を講じて参つたのであります。その点は、ここに建設大臣がおられますから、建設大臣にとくと一つ注文をして、あまり官僚的なやり方をしないで、よく民意を尊重してやつていただく、こういうふうに運用していただきたい。こういう考えでございまして。

○中島(慶)委員 今の遠藤さんの答弁は、実にインテキきわまるのであります。それは一般の道路関係において道路審議会があつて、この審議会にかけおる。それから、鉄道建設なんかについては、鉄道建設審議会にかけおる。それから、国の高速道と国土開発縦貫自動車道については国土開発縦貫自動車道の審議会へかける。こういうふうに、法体系がずっと一貫しておるわけだ。従つて、そういうものを省略して、二千億から予算をかけたのをすぐやるといふことは、法律の公平という立場から、法体系を全部これは乱してしまふものだ。従つて、大体結論がわかつておつて、ここであつてあなたと議論したり、追及しておつてもしょうがないから、私はこれ以上追及しませんけれども、これは建設大臣や道路局の諸君に考えていただいて、この法律成立後において、法の構成、法体系の一貫、こういう立場から、これはどうしても復活せねばならぬところの要点だ。こういうふうに私は考え

るわけでありまして。実にこういうような法案をこしらへることは、法体系を混乱して、法の公平といふことの片手落ちになる。これについても、あなたと一問一答をやれば、何時間かかるかわからぬけれども、私はその程度でおりますから、建設大臣はこの点はお考えになつて、全体の法の体系のバランス、公平、そして法体系を乱さぬ。この基本的立場から、適当な時期にこれは訂正していただくべきものである、こういうふうにお願ひをいたしておくわけでありまして。

次に、法律に基づいて御質問いたしますけれども、この立法の一番の重点のところを附則でもつて訂正するといふことは、これはどういふわけなんです。これは、あなたではどうも御答弁が困難だと思ふから、政府委員でいいです。

○遠藤議員 今のお尋ねの趣旨がはつきりしませんが、全部重要なんですけれども、どういふことなんです。か。

○中島(慶)委員 それでは、はつきり申し上げますけれども、先ほど申し上げたように、この提案理由の説明にも大きく一、二、三、四、五と打つてあるところは、こんなものは附則で直せるものなんです。これは高速自動車国道法と同じものなんです。附則で直せるようなもので、だれが見てもなんだというふうなものをごに隠々しく出しておいて、一番中心課題の審議を省くといふことを、こでちよつともうたつてなくて、そうしてこの法案の附則でもつてうたつてある。これはどういふお考えなんです。

○遠藤議員 最近では立法技術もだんだん進んできて、私も詳しいことは

○中島(蔵)委員 それ以上私が突っ込んで、遠藤さんが自分で立法したんじゃないから、おわかりにならぬでしょうから、この程度にしておきましよう。

それから、非常にこの法案の重要なことは、予定路線法案を先ほど申す通りずばりきめておいて、そうして建設に對しても、すみやかにやらなければならぬといつて、法でもって行政府を縛つてしまつておる。こんな法律が出たら、建設省はほかのことなら、常なら、やつきになつて反對する。それで、私が相像するところ、遠藤さんと建設官僚の合作で、自分の都合のいい法律だからこつていふふうによつたのだらう、こつて考えるわけなんです。建設關係までを、この法律でもって行政府の権限を縛つてしまつてある。従つて、これは開き直つて申し上げれば、建設費の概略予算までこれにつけて出さなければいかぬ性質のもんだ、こつていふように私は考えるわけです。提案者の遠藤さんは、どういふお考えでこんな行政府まで縛つてしまふ法律をお作りになつたのですか。

○遠藤議員 おつしやる通り、この法律が出ますと、建設省に対する非常な強い推進力になると思います。私どもはそれがねらいであります。役所というのは、ここに建設省の首脳部がありますけれども、なかなかやらないのであります。幾ら言ってもやらないもの

○中島(慶)委員　すいぶん勝手なことを言われるわけですが、それから、建設当局の大臣でも、道路局長でもよろしいですが、質問をいたします。

政府は、今国会に東海道の交通処理対策費として四千三百万円を計上いたしてあるわけであります。この四千三百万円の交通処理対策費は、先ほど局長から答弁がありましたように、東海道の交通をどういうふうにしたらいかなという調査費であつて、この結論を待つてどういふ道路事業をやるかということだ、こういふように解釈しておるわけですが、それでいいかという一点。

それからまた、この交通処理対策費は、ただいま申し上げた予算に使えるだけで、ほかのものには使えない。こういうふうに僕は解釈しているのですが、この二点について御答弁をお願いします。

○村上國務大臣　御指摘のような趣旨の予算であり、東海道の交通について、あらゆる観点からこれを調査するという費用でありますから、現在のま

まで十分間に合うということになれば、これをどうこうする必要はないのですが、しかし、現在のままではいかぬ、どうしても高速道路をもう一本新しく設けなければならぬという結論が出たならば、その方の調査費に使うことが出来るわけであります。

二カ月たつたぬうちに、片方は政府が調査して結論を出すというところに、今度ははずばり、高速度路建設の法案が出てきて、今や東海道方面の御熱心な各位のお力でもって、ここに成立すると

いう、こういう状態になっているわけ
です。これはたとえは、この国会で売
春をどうするかということで売春処
置というものを計上しておいて、そ
うして売春禁止法ができたのと同じ理
屈ですよ。今後の売春対策をどうす
かということで、売春対策の研究費を
計上しておいて、そうして、議員立法
でもって売春禁止法ができたのと同じ理
屈になっている。これは法の上におい
ても矛盾を感じるわけですが、これに
対して矛盾を感じじなりませんかと
うか。これは一つ遠藤さんと大臣にお
客えを願いたいと思う。矛盾を感じ
ないとしたら、これは大した心臓だと思
うのです。

「社会党から答弁しろ」と呼ぶ者あり」

○勝澤議員 別に矛盾を感じないと
思っております。

○中島(巖)委員 先ほども勝澤さん

は、私どもの山中委員の質問に対して、鉄道なら、駅があって乗るところでなければ一々とまらぬけれども、高速自動車道路ならどこからでも乗り入れができるから、みな歓迎しているとおっしゃいましたけれども、高速自動車道にも鉄道の駅と同じようなインター

それから、さっきの審議会の件について御参考までに申し上げておきますけれども、例の国鉄の東海道新幹線建設にあたりましては、国鉄としまして

は、現在の鐵道に沿つて今の狹軌の鐵道を作るか、あるいは別に複々線を作るか、あるいは広軌の鐵道を作るか、こゝういふ幾つもの案をこしらえて鐵道建設審議會に諮りまして、それによつて決定して、現在の東海道新幹線の工事に着手した。こゝういふ事情があるわけであります。

従つて、くだいようでありますけれども、そういうようなことをいろいろ勘案いたしまして、この審議会をはずすというよりな、こういう暴挙の法律はなるべくすみやかに直すべきである、ということをお願いしたいと思います。

それから、もうあと六、七分しか時間がありませんから、大臣にお尋ねいたしますけれども、これは単に東海道新幹線のみならず、東北であるとか、あるいは中国であるとか、九州であるとかいうところから、こういうような立法がかりに出てくると、これは重大な問題だと思ふのです。これは基本的にいつて、こんな新しい立法を作つて法体系を乱さなくても、高速自動車国道法によつて政府が路線を指定すれば、東海道はできるのです。それで、あと中国からも、四国からも、東北からも、北海道からも、こういう立法が出てきたときには、どういう処置をするお考えであるか。政府として、これは重大な問題だから、相当の意思表示をこの際しておいていただかなければならぬ、こ

○村上國務大臣　政府といたしましては、たといこの種の法案が出ましても、その重要度の高いところから、その法をどこまでも適用していくという

ことで、重要度と国家財政というものとにらみ合わせて実施に移していく、というように考えていく以外にないと思います。

○中島(農)委員 それでは、時間もありませんので、まあ、全体に対して非常に不満であり、御答弁も、全く不満な御答弁ばかりで、はなはだ遺憾に思いますが次第であります、大蔵政務次官が、これお見えになっておりますので、これは、当然という予算を伴う法案を提出するについては、政府の意向、特に大蔵省の意向を聞かねばならないのであります。

そこで、中心の問題に触れますけれども、小牧・東京間は、建設省の調査結果は、三千二百億かかる、こういう発表をしたわけです。われわれは、二千億以内でできるし、それからさらにこれを二車道にすれば一千二百億くらいで、小牧・東京間はできる。こういうふうに考えておるわけでありましたが、それは議論になりませんが、とにかく三千二百億という予算がかかる。それが政府提案によって昨日当委員会において可決されて、本日でも本会議があれば成立する、こういう状況になっておることは、大蔵政務次官も御存じだと思います。そこへ、さらに約二千億を要するところのこの法案が上程されたわけであります。従って、これらの予算措置というのに対して、それは一般予算であらうと、財政投融

資であらうと、外資であらうと、これは国の責任においてやることでありますから、変わりのないわけでありまして、それで、この法案成立に對しては、大蔵當局としての御意見はどうであるか。この点、はっきりとお伺いしたいと思ひます。

○奥村(又)政府委員 お答え申し上げます。正確な法案の名前は約しませんが、いわゆる中央道整備に関する法律案と、それから東海道幹線整備に関する法律案、両法案とも成立いたしました場合、その予算の関係はどうか、こういうことでございますが、両法案とも国会で成立いたしました際におきまして、政府におきましてそれぞれの整備計画を調査、立案いたしましたので、その調査の経費につきましては、この法案が成立いたしますれば、その経費は振りかゝることのできる費目はございます。

なお、実際の整備にかかる予算については、これは今年度は必要ではないと思つておりますので、法律案が成立しますならば、今後実行できると思ふ次第であります。

○中島(總)委員 大蔵省は、長期経済計画というふうなことを言つて、立てておるわけでありまして、従つて、その今のような、目先の言ひのがれでなしに、片方は二千億金がかかるのだ、もう片方は三千二百億金かかる。五千二百億の金がかかるのだ。これは三年でいくか、五年でいくか、八年でいくか、このことは別問題として、とにかく、この法律のまた、とんでもない特徴は、すみやかに、「すみやかに」という言葉を入れてある、政府をすつかり

拘束してしまつたわけですから、従つて、これだけの膨大な予算を、とにかく三年か五年のうちにまかななければならぬのだが、長期経済計画の立場から見て、大蔵省としても相当な関心を持つて、省議できめて、本委員会において態度を表明すべきものである、こゝう僕は期待しておつたわけですから、非常に期待はずれをしたわけです。これ以上あなたをこゝで追及しても仕方がないと思ひますので、御答弁は要りません。

大体この法案全体を通じて、非常に驚いたワン・マン法律である。こゝういふことを言ひ、それから、法律技術が非常な、何というか、完全犯罪に近い、知能犯的な法律である。こゝういふふうな印象を受けたわけでありまして、以上をもちまして、自民党の方の約束もありますので、質問を打ち切ることになります。

○羽田委員長 最後に、木村守江君より総括的質問をいたします。木村君。

○木村(守)委員 昨日は、本委員会におきまして国土開発縦貫中央自動車道の予定路線を決定する法律案が可決されました。きょうは、今また東海道幹線自動車国道建設法案が可決されるような状態に立ち至つております。この両法案をめぐりまして、御承知のように、国会におきましては非常な関心を持たれて、いろいろな論議をかわされたことは御承知の通りであります。そのよつて来たるべきところは、両法案は通つたが、果たしてこの法律を生かして、両方の道路を完成することにはどういふような熱意があるだろうか、どういふような方法でこの実施

ができるだろうか、というふうな大きな心配があるだろうと考へるのであります。特に中央道におきましては、やもすれば、東海道の法案が通りまれば、中央道の建設というものが閉却されるのではないかと、いろいろな御意見がありまして、いろいろな論議をいたしましたかと存じます。これに對して、両法案が今まさに委員会を通過せんとするときにあたりまして、建設大臣といひましては、いかがお考えなされておりますか。これに對して、所信をお伺ひいたしたいと考へるのであります。

○村上國務大臣 両法案とも、私、しばしばお答えいたしましたように、その性格を全く異にいたしておりますので、それぞれその法案の趣旨に沿つて、これが実現をはかりたいと思つておる次第であります。特に中央道につきましては、路線決定の法案が成立いたしましたならば、直ちに本格的調査に着手いたしました。可及的すみやかに予算措置をいたしました上、着工いたしたいと思つております。東海道の高速自動車道路につきましては、もとよりこれは追ひ詰められております関係上、その調査の結果を見て、これはできる限り有料道路についての措置をして、それぞれその目的を達成いたしたい。かように思つておる次第であります。

○木村(守)委員 ちやうど大蔵政務次官がおいでになりますので、大蔵省としての所見を伺ひたいと思ひます。

○奥村(又)政府委員 ただいま建設大臣がお述べになりました御意思をできるだけ急速に実現できるように、大蔵省としても善処いたしたいと思ひます。

○羽田委員長 お諮りいたします。本案に對する質疑はこれにて終局いたすに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○羽田委員長 御異議ないものと認め、さうに決します。

この際、政府當局より本案に對する御意見があれば承りたいと存じます。
〔済んだ、済んだと呼ぶ者あり〕

○羽田委員長 これより本案の討論に入るのではありませんが、討論の通告がありませんので、討論を行なわず、直ちに採決を行ないます。

東海道幹線自動車国道建設法案に賛成の諸君の御起立をお願いします。
〔賛成者起立〕

○羽田委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。(拍手)

なお、本議決に伴う報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○羽田委員長 御異議なしと認め、さうに決します。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時十二分散会

〔参照〕

東海道幹線自動車国道建設法案(遠藤三郎君外五十五名提出、衆法第四〇号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕